

明治期の新聞・雑誌にみる居留地の「再製茶女工」

——その変遷と社会的背景について——

粟倉大輔

本稿の課題は、「再製茶女工」について描かれた当時の新聞・雑誌の記事を分析し、その変遷と社会的背景について論じることである。記事には、彼女たちを蔑視するものや、お茶場の熱気に苦しんだり、清国人監督から虐待を受けたりした彼女たちを憐れむものがあった。これら記事が書かれた社会的背景としては、居留地という不可視化された空間が職場であったことや、そこがコレラの侵入口でもあった開港場に近いかといった居留地の性格や、居留地内の日本人の警察権をめぐる問題や内地雑居の実施が関係した、当時の欧米人・清国人と日本人との間の摩擦や対立があげられる。他にも労働運動家の考えを規定した性別役割分担思想の存在などもあった。本稿で「再製茶女工」の記事を歴史的に分析した結果、製茶業史研究における「女工史的考察」にもとづく「再製茶女工」の評価は、明治期の一時期における新聞記事をもとにしたものに過ぎなかったことが明らかにされた。

はじめに

本稿の課題は、横浜と神戸の居留地で働いていた「再製茶女工」について描かれた当時の新聞・雑誌の記事を分析し、その変遷と社会的背景について論じることである。なお、本稿では、居留地の「再製茶女工」の記事が確認できる1870年代から1900年代までを検討期間とする。

この「再製茶女工」については、筆者は以前にも論じたことがある¹⁾。彼女たちは、明治期の居留地内で、「お茶場」とよばれた工場で製茶（煎茶）を輸出用に再製する作業に従事していた日本人女性労働者である。再製とは、製茶に「火入れ」（乾燥）と着色を施すことをいう。「再製茶女工」は、火にかけられた鉄釜のなかに入れられた茶葉を素手で攪拌し、その間に着色料を入れて茶葉に艶出しを行った。明治期において製茶は生糸とならぶ主要輸出品であったことは周知のことであるが、製茶輸出にはこの再製を施す必要があった。

明治期の製茶業が輸出産業であった以上、製茶輸出を検討することはいうまでもない。し

1) 粟倉 (2012)。

かし、その輸出には再製が不可欠であったことから、明治期製茶業史の研究においては、輸出とともに再製についても分析が必要であると思われる。特に、「再製茶女工」は、再製作業を実際に担った存在であることから、彼女たちについての分析を深めることは、明治期の製茶の再製・輸出の全体像の解明につながるといえよう。

拙稿から彼女たちの特徴をみてみると、居留地において欧米人および清国人のもとで労働に従事していたこと（欧米人はお茶場の所有者であり、清国人はその現場監督）や、横浜・神戸の「下層社会」出身の既婚女性がその中心であったこと、その作業は苦汗労働であったが当時の女性労働者のなかでも高賃金取得者であったことなどをあげることができる。

ところで、上述したこと以外に「再製茶女工」の特徴をあげるとすれば、それは、公的な資料あるいは当時の労働実態の調査報告などに、その存在が全くといっていいほど記載されていない女性労働者であったことである²⁾。「再製茶女工」の研究の蓄積が他産業のもの比べて少ないのは、このことが要因になっていると思われるが³⁾、彼女たちに関する当時の資料は皆無ではない。当時の新聞・雑誌の記事をみてみると、お茶場労働の詳細やその労働者数、彼女たちの賃金などが記されているものがある。こうした労働実態を残したという意味において、これらの記事を書いた新聞・雑誌の記者たちの果たした役割は大きいといえる。

そして、記者たちは「再製茶女工」となった女性たちについても記事にしていた。拙稿でもこのことについて検討を加え、その記事が蔑視と憐れみという2つの視線から描かれていたことを明らかにした⁴⁾。ただしそこでは、記事からうかがえる蔑視や憐れみが何によって生み出されていたのか、あるいはなぜそのような記事が書かれることになったのかについては詳しく検討してはいなかった。

こうした蔑視や憐れみの社会的背景について検討を加えることの必要性について、加藤千香子は次のように述べている。加藤は1900年前後から1920年代にかけての「女工」観について論ずるうえで、「当時の女工は、社会のなかでどのような存在としてみられ、何ゆえに蔑視の対象にされたのか。そしてその見方はどのように変わったのか」という問題意識に立

2) 例えば、『大日本帝国統計年鑑』や『農商務統計表』などの政府の統計書からは、お茶場の労働者数や、その賃金について知ることはできない。また、農商務省の調査報告書である『職工事情』にも、「再製茶女工」は取りあげられていない。ただし、横山源之助の『日本之下層社会』では、マッチ職工に関する記述のなかで、「特に神戸の如きは橋町の貧民部落は茶焙司に出でざれば悉く函張に従事し、日に五百萬の小箱は貧民の家庭の間に飛散し居るべしと嘗て或者は計算せり」とある（横山（1949）、135ページ）。ここにある「茶焙司」が再製加工に従事する労働者であるが、これが同書で唯一「再製茶女工」について触れている箇所である。

3) 「再製茶女工」の先行研究については、粟倉（2012）、844-846ページを参照。

4) 粟倉（2012）、868-874ページ。

ち、そして、これまでの「女工」(女性労働者)研究については、「概して研究者の関心が、女工をめぐる制度の問題や蔑視に抗して立ち上がる女工の姿や意識にあるため、社会における蔑視の存在自体は既定事実とされ、蔑視が生まれる契機やその内容、変容過程については、正面から歴史的検証がなされてきたとはいえない」とした⁵⁾。

それでは次に、これまでの「女工」研究をみていこう。これについては、本稿の検討期間が1870年代から1900年代であるため、この時期に関するものを取りあげる。三瓶孝子は明治前期(日清戦争前後まで)の繊維産業を中心とした「婦人労働者」について分析を行っているほか⁶⁾、明治初年から昭和戦前期にかけての女性労働者の歴史についても論じている⁷⁾。また、村上はつや千本暁子は、紡績女工についての分析を行っている⁸⁾。その他、三宅明正は、1870年代から1910年代にかけての都市下層の女子労働について検討を加えているが、特に産業革命期において女性労働者を使用した産業の代表としてマッチ製造業をあげている⁹⁾。西成田豊は産業革命期から戦時期にかけての女子労働を類型化している¹⁰⁾。さらに近年では、分析手法としてジェンダーを導入し、当時の繊維関係を中心とした「女工」について論じた加藤千香子やジャネット・ハンター、長志津絵などの研究がある¹¹⁾。このようにみると、繊維産業の「女工」を中心として分析がなされているものの、「再製茶女工」のような、それ以外の産業の「女工」に関する研究は蓄積が少ないように思われる。

また、「女工」研究では、先述の三瓶孝子の女性労働者の歴史についての論稿にみられるような、千本暁子のいう「女工史的考察」¹²⁾への批判・修正がなされている¹³⁾。拙稿でも

5) 加藤(2004), 108-109ページ。なお、大島栄子は両大戦期における紡績女工や製糸女工を中心とした繊維産業女性労働者を分析した論稿で、彼女たちがなぜ女給や娼婦なみの存在として差別されていたのかについて述べている。大島によれば、その要因は、接客業(料理飲食・貸席・置屋)や下女などの都市の商業・サービス部門と、農村との間にあった流動性によるものとしている。接客業などは、解雇された女工や農村からの口減らしのために出された娘たちが最終的に到達することになる職業であった(大島(1982), 1-3ページ)。また、松井美枝は、兵庫県の紡績工場の寄宿女工と地域住民への聞き取りをもとに、地域社会と女工への蔑視との関係について論じている(松井(2000), 59-72ページ)。しかし、加藤も指摘しているように、松井の検討期間が1931年から1941年に限定されているため、蔑視の歴史的過程やその変容などが詳しく論じられていない(加藤(2004), 134ページの脚注6)。

6) 三瓶(1936)。

7) 三瓶(1957)。

8) 村上(1982)は、綿紡績業を中心に、日清戦争から日露戦争前後にかけての労働力問題や、労働力の需給構成を分析し、また千本(1998)は、通勤女工から寄宿女工への転換について論じている。

9) 三宅(1985)。

10) 西成田(1985)。

11) 加藤(2004)、ハンター(2008)、長(2009)。

「再製茶女工」が、お茶場の熱気のなかで、清国人監督に虐使されながら過酷な労働に従事していたという、「お茶版の『女工哀史』というべき状況」¹⁴⁾のもとにあったとする考えが、いまだ支配的といえる製茶業史研究の現状を批判した¹⁵⁾。しかしながら、その製茶業史研究において、こうした「女工哀史的考察」にもとづく「再製茶女工」の評価は、どのようにして生み出されたのだろうか。これについては、今なお検討の余地があるように思われる。拙稿でも、「再製茶女工」への蔑視と憐れみの記事が、彼女たちの「『女工哀史』的イメージ」を醸成し、それがそのまま後世に引き継がれていったとしている¹⁶⁾。けれどもそこには、「再製茶女工」への蔑視や憐れみを含む記事についての歴史的過程を明らかにするという視点は含まれていない。そこで、この視点に立って、「再製茶女工」の記事を、その社会的背景も踏まえつつ分析することで、上記の問題について検討を加えたい。

それでは本稿の構成を述べる。まず、第1章では、1870年代以降の横浜・神戸の居留地における「再製茶女工」関連の記事を、時期ごとに区分する。そして、それぞれの時期でどのような描かれ方をしたのか、記事の内容を分析し、その変遷をみていく。つづく第2章では、そのような記事が書かれた社会的背景、具体的には当時の居留地空間で起こった問題や、欧米人・清国人と当時の日本人との間で起こった摩擦などについて明らかにしていく。なお、記事ならびにそれ以外の当時の資料の旧字については新字に改めた。

1. 「再製茶女工」関連記事の変遷

本章では、「再製茶女工」に関する記事が確認できる期間を3つに分けて、それぞれの時期の記事のなかで彼女たちがどのように描かれてきたのかを時系列的に把握する。

1-1 1870年代

この時期の記事の特徴としては、横浜の「再製茶女工」のものでほとんどが占められる。これらのなかには彼女たちの氏名・年齢・住所、また既婚者ならば、夫の名前やその職業といったような、個人のプライバシーに関する事柄について確認できるものもある。

具体的にどのように彼女たちが描かれているのかをみてみると、お茶場で「貧乏人の女房

12) 千本は、「近代女性労働史では、紡績工場の寄宿舎に収容された農村出身の未婚女性が、家計補助的といわれる低賃金で、長時間労働を強いられている悲惨な姿で描かれることが多い」と述べ、こうした考えを「女工哀史的考察」としている（千本（1998）、13ページ）。

13) 先述の加藤（2004）、ハンター（2008）、長（2009）のほか、安場（2001）、三宅（2001）、サンドラ（2003）などをあげることができる。

14) 白鳥・岡（2006）、36ページ。他に、寺本（1999）、86-88ページも参照。

15) 粟倉（2012）。

16) 粟倉（2012）、872ページ。

娘」が仕事をしながら大声で唄っている様子を「不開化連中」と表現し¹⁷⁾、またお茶場に働きに来る女性が少ないと「外国人」(欧米人か清国人かは不明)は「見悪い形りの女」に声をかけて仕事に誘っているとある¹⁸⁾。そのほかにも、お茶場から帰ってくる夫婦が桃を買うか買わないかで往来で夫婦喧嘩を起こしたことが記事にされているが、その冒頭には、「開化の港と誇る横浜で野蛮の野蛮の大野蛮」と記されている¹⁹⁾。ちなみにこの記事によると、この夫婦喧嘩については、口論のあと妻は「大声あげて亭主をのゝしり」、夫も妻の「頭を二ツ三ツこつりこつり」と殴ったことで、「大げさに成り夫婦とも其筋へ引かれ」というように、2人とも警察に連行されている。こうした記事を掲載した新聞記者の目からみれば、お茶場に働きに出る「貧乏人の」女性たちはみな外見も言動も「野蛮」で「不開化」なものと映ったのである。

このほかに、次項で述べるような、蔑視を含みつつも彼女たちを憐れんだ内容を含む記事も確認することができる。この記事²⁰⁾をみると、彼女たちが仕事を終えてお茶場から出てくる情景について、「其面色ノ漆黒ナルハ大仏ヲ欺キ其形貌ノ汚穢ナルハ乞丐カト疑ハレ……蓋其面貌醜悪ナレハ少婦ト雖トモ此ノ如クナラサルヲ得サルナリ」と述べている。ここには彼女たちに対する蔑視が色濃く表れている。その一方で、そのあとに続く文章では、「予ハ其出入ヲ見ル毎ニ其中情ヲ推察セバ愀然ニ堪エ」ず、こうした「賤業」という「下策」をとらなければならないことを「痛歎」せずにはいられない。そして、そのような彼女たちは「不幸ノ人間」であり、また「危殆ノ人間」である。病気や過失などにより働きに出られなくなれば、その一家は「路頭ニ立ントス豈ニ危殆ナルノ甚キニ非ラスヤ」と述べている。

ところで、この時期の記事だけでなくこれ以降の「再製茶女工」に関する記事にもいえることなのであるが、記事には彼女たちがなぜ外国人のもとで働いているのかといった、彼女たちの置かれた立場について考慮した言葉がないのである。これに関連して長志津絵は、『職工事情』などの後年の政府による労働調査において調査者が叙述を行ううえで、「彼女たちが働く主体的な理由や意味づけにはまったく無関心である」ことを指摘している²¹⁾。このなかでも「予ハ思フニ彼等一家ノ活計朝夕ニ迫リ数口ノ家族生路ニ目的ナク」とだけしか記されておらず、記者は彼女たち自身にインタビューなどをすることなく自身の判断だけで、その境遇を記事にしていたのである。

以上から、この時期の記者たちは、「開化の港と誇る横浜」にとってふさわしくない「野

17) 1875年5月25日付『横浜毎日新聞』。

18) 1877年7月5日付『読売新聞』。

19) 1877年8月2日付『読売新聞』。

20) 1876年10月24日付『横浜毎日新聞』。

21) 長(2009), 81ページ。

蚕」で「不開化」な女性として、彼女たちに対する蔑視を含みながら記事を作成していたことがうかがえる²²⁾。また、そうした蔑視とともに、お茶場で働く彼女たちの貧困について憐れむ気持ちも持っていたことも確認することができる。

1-2 1880年代～1890年代前半

ここでは、①「茶焙婦を惨酷に取扱ふ」²³⁾、②「茶焙人の困難」²⁴⁾、③「火宅の生業」²⁵⁾、④「横浜の製茶貿易と労働者(二)」²⁶⁾の4つの記事を見ていく。このうち①と②が神戸の新聞のものであるように、この時期になると、神戸における「再製茶女工」に関する記事も出てくるようになる。そして、記事をみてみると、彼女たちのプライベートに関係するものはほぼ姿を消し、以下で明らかにするように、それまでみられなかった内容を見出すことができる。

まず、4つの記事すべてに、賃金およびお茶場内部の熱気あるいは鉄釜の熱さについての記述がある。特に熱さについてそれぞれの記事からみてみると、①「茶釜の熱に辟易して絶倒する」ものもある。②「焼けたる釜の中へ手を差し入れて終日汗と膏あぶらを絞あぶられる、③お茶場内部の「熱度と云へば大抵何処も百十五度を下らず新参の者は其入口にて一度は気絶する程」である、④多人数がいるため「蒸気火気焰々として上り恰も蒸気汽罐の釜前に均しく且不熟練の時は釜底の熱鉄に掌を触れ火傷することあり。又暑中に至りては激熱に堪へず卒倒する」ものもある、とあるように、すべての記事からその室温が相当高かったことがうかがえる。

なお、ここでお茶場の室内温度が華氏115度(およそ摂氏46.1度)とあるが、他産業の工場内の温度と比較してみるとどれくらいの高さだったのだろうか。当時の資料ではないが、製糸工場では、「繰釜の中は百八十度の熱湯がたぎり、室内温度は華氏八十度(セ氏約二十七度)を越して」いたとある²⁷⁾。ここでの180度も華氏と考えてよいだろうが、この温度はおよそ摂氏82.2度に相当する。製茶を攪拌する鉄釜の具体的な熱さについては不明であるが、④の記事にあるように、鉄釜の底に触れれば火傷をするほどであったから、やはり相当の熱さだったのだろう。また紡績工場の室内温度は、昭和初期の調査であるが、「四季を通

22) なお、横浜居留地内外における、「開化」諸政策に対する日本人の意識・反応について、『横浜毎日新聞』の記事から分析したものに、宮崎(2010a)・同(2010b)がある。

23) 1887年8月26日付『神戸又新日報』。

24) 1890年5月22日付『神戸又新日報』。

25) 1891年6月27日付『東京日日新聞』。

26) 1893年5月18日付『毎日新聞』。

27) 山本(1977)、83ページ。

じ華氏八十度内外の温度と五十%見当の湿度が作業上必要なるために冬季は暖房保湿の設備によるも夏季は外気と器械の摩擦熱個人の放散熱等により作業場は温度も湿度も共に昇り気温は華氏百度又は百一度に達すること屢々なり」とある²⁸⁾。室内温度については製糸工場と同じであるが、夏場の華氏100~101度というのは摂氏ではおよそ37.8~38.3度である。これだけでもかなり高温であるが、お茶場はこれをはるかに上回る温度であった。別の資料では、お茶場の内部は「焦熱の現場」²⁹⁾と呼ばれている。他の労働現場の環境と比較してみると、お茶場内部は相当過酷であり、新聞報道は決して誇張ではなかったことがうかがえる。

また、①に「元来此の茶焙婦を支配するものは支那人にして」や、②には「商館の監督人中(重もに支那人中には日本人もおり)」、④にも、お茶場の「指揮監督を司るは支那人」であるなど、清国人の存在が記事に登場してくる。そして、この清国人監督は、ここでは「再製茶女工」を虐待する存在として描かれている。①には、「再製茶女工」が「一定の茶額を焙じ畢ら」なかったので、彼女の手首をそこに跡が残るまで縄で縛り上げたことが記述されている。また②では、身体への虐待というわけではないが、監督の「心なき沙汰」として、「余儀もなく欲しくもなき菓子類などを買はせる様に仕掛けるため」、実際に「再製茶女工」が持ち帰る賃金が減ってしまうとある。そして、このようなことを行う監督を「無情無慈悲なる」存在と非難している。④には以上の2件のように具体的な描写はないものの、「再製茶女工」に対して「往々無情の取扱を為すことありといへり」とある。なお、③については「支那人」とは書かれていないが、「再製茶女工」にとって朝から晩までの作業に加えて、「折節は恐ろしき看守の呵責鞭撻を受くるはなんぼう辛らき事」であるとしている。この③以外では清国人が監督をしているため、この「看守」についても清国人である可能性が高いと思われる。ほかには、お茶場内部の構造についての詳細の描写も、③と④でみることができる。

その他にも、③のなかで、お茶場で働く「再製茶女工」について「火の病よりは貧の病の方が辛らきにや、哀れ、あはれ」というように、憐れみも交えた視点で彼女たちが描かれていることが確認できる。これについては、1870年代の描かれ方と共通するものであるが、労働現場の状況とそこでの「再製茶女工」への虐待の情景を詳細に描写しているのがこの時期の「再製茶女工」の記事の特徴である。

1-3 1890年代後半~1900年代前半

つづいて、1890年代後半から1900年代前半までという、居留地撤廃前後の「再製茶女工」

28) 蒲生(1929), 142ページ。

29) 淵野編(1957), 248ページ。

の記事についてみていく。まずは、雑誌の記事から「再製茶女工」関係のものをみていく。この時期には、労働組合期成会の機関誌である『労働世界』（1897年12月1日創刊）の記事にも、彼女たちに関するものが散見される。これらの記事については拙稿でも検討を加えたが、ここでも「再製茶女工」に対するあからさまな差別的表現が使われている（「人間やらうじ虫やら見別けの附かぬ怪物」, 「汚らはしき女」, 「貧民軍の聯隊」など）³⁰⁾。

しかしながら、彼女たちを憐れむべき存在であるとみなす記事も、この『労働世界』にある。これについては、1898（明治31）年11月に金子堅太郎が行った、「職工の前途」という講演内容からうかがい知ることができる³¹⁾。この講演で彼は、翌年に迫った内地雑居実現の時（後述するように、1899年8月4日）に、日本人労働者が取るべき対応について述べているのだが、そのなかで「再製茶女工」についても言及している。金子は、「日本の職工」と内地雑居後に日本に進出してくる「外国人の資本家」とが、「車の両輪のやうに」互いに協力することで、日本の工業が発展していくことになるとしている。しかし、その直前に、横浜のお茶場を例にあげて、そこで働く「日本の職工は実に憐れなもの」であり、このような「西洋人に使はれているやうな地位にならぬやうに立派に日本の職工と」なってほしいと聴衆に訴えかけている。また、お茶場では、「支那人」が監督となっていること、10代から50代、60代の女性がそのなかで働いているが、その働かせ方が、「実に悲しいこと」で、「人情の上で忍びぬこと」でもあったと述べている³²⁾。このことから、その前に述べた、お茶場で働く「日本人の職工」とは、性別こそ明らかではないものの、「再製茶女工」のことと考えてよいだろう。これとは別の記事で、内地雑居後の欧米人資本家について警戒することを求めたものについてみてみると、彼ら欧米人資本家は「労働者を酷役惨使する方法を知る見よ横浜の茶商人が如何に我婦女子労働者を残忍に奴隷使しつゝあるかを」とある³³⁾。内地雑居実施直前に書かれたこの記事も憐れみのニュアンスで書かれているように思われる。

ここで取りあげた、『労働世界』の記事や金子の講演内容からは、お茶場における労働内容については具体的に述べられていないが、彼女たちへの蔑視だけではなく、憐れみの視線も含まれていたことがわかる。特に、憐れみの視線には、内地雑居後に向けての動きが関係していることがうかがえる。また、そこでは、これまでほとんど記事に取り上げられること

30) 『労働世界』の記事については、栗倉（2012）でも取りあげている（869, 871ページ）。なお、差別的表現の引用箇所は、『労働世界』第15号（1898年7月1日）、7ページ。

31) 金子は自身の講演内容を5つに区分している。それぞれの内容のタイトルと掲載号についてみると、「職工の地位」（第25号、1898年12月1日）, 「職工の貯蓄心」（第26号、1898年12月15日）, 「職工の団体」と「職工の首領」（第27号、1899年1月1日）・「内地雑居後の職工」（第28号、1899年1月15日）である。

32) 『労働世界』第28号、1899年1月15日、5-6ページ。

33) 『労働世界』第39号、1899年7月1日、5ページ。

がなかった、お茶場を所有する外商＝欧米人資本家が、「再製茶女工」を「奴隷使」する存在として批判的に描かれていることも注目される。

つづいて、居留地が撤廃されてからの新聞記事であるが、1903（明治36）年における神戸のお茶場について書かれているものがある³⁴⁾。この記事を見てみると、「茶の粉末は浮塵子^{うじんか}の如く其邊の空中一面に飛揚し大気を綠色に染め做し香気流石^{ふんぷん}に紛々たるも場所慣れざる者には^{うた}転た呼吸の逼迫を覚えしむるものあり」とあるように、お茶場内部に飛散する茶の粉末によって、作業に慣れないものは呼吸が苦しくなることが記されている。しかし、この記事には、それまでみられたような過酷な労働を強調するような表現や、清国人監督からの虐待に関する記述は見当たらない。以前と比べてみると、内部の様子が淡々と述べられているように見受けられる。

その一方で、「長崎産の干鮑に手造りの梅干を附着せし如き六七十年の老婆」や「三四十度の傾斜を為せる埃だらけの丸髻に二三十年着続けとも思しき油垢にて銀ピカの襪を端折り其下より昆布を生醤油にて煮メたる如き白禪を現はせる中年増」、¹「雑巾の様な手拭を灰被りせる十五六より二十歳前後の最下等令嬢」というように、「再製茶女工」を形容するうえで蔑視あるいは揶揄する表現は、この時期においてもみることができる。

1-4 小 括

「再製茶女工」関係の記事の変遷をみていくと、まず1870年代については彼女たちの言動や外見などを「野蛮」・「不開化」と評価するなど蔑視を含んだ記事が確認できる。その一方で、彼女たちの経済的な境遇を憐れむ視点もうかがうことができる。

つづく1880年代から1890年代前半には、お茶場の内部を詳細に記した記事が出てくる。これらを読むと、お茶場内部の状況、特にその内部の暑さ（熱さ）をすぐに理解することができる。そして、清国人監督による「再製茶女工」への虐待の描写も読むことで、その労働の過酷さがより強く印象付けられるものとなっている。

1890年代後半以降の『労働世界』の記事においては、明らかに蔑視を含んだ表現で彼女たちが書き記されている。それとともに、同じ『労働世界』でも、「再製茶女工」を憐れな存在とみなす記事では、内地雑居後に向けての動きが関係している。そして、ここでもお茶場内部の熱気や、清国人監督からの虐待などは具体的に描かれてはいない。その代わりに、お茶場を所有する外商が、「再製茶女工」を苦しめる欧米人資本家として描かれているのがわかる。一方で新聞記事では、それまでと同じように、お茶場の内部を細かく説明している。ただし、お茶場内部の労働の過酷さを強く印象付ける表現や、清国人監督の「再製茶女工」

34) 1903年5月21日付『神戸又新日報』。

に対する虐待についてはみられない。ただし、彼女たちの外見を揶揄・蔑視する表現は認められる。

2. 「再製茶女工」関連記事の社会的背景

つづいて、本章では「再製茶女工」の記事が描かれること、およびその中身にどのような社会的背景があったのかについて考察する。具体的には、「再製茶女工」が働いていた場所である居留地の性格や、身近にいた欧米人・清国人の存在などが記事の変遷の背景にあったとみて、それらを検討する。

2-1 居留地という労働環境

居留地は、各開港場に設置された、外国人に対して居住や営業を認めた区域で、横浜には1859（安政6）年に、神戸には1868（明治元）年にそれぞれ設置された。その後の第一次条約改正（治外法権の撤廃）にともない、1899（明治32）年8月4日に居留地消滅＝内地雑居が認められることになる³⁵⁾。

居留地消滅後の『神戸又新日報』の記事によると、居留地とは、「我が領分であつて我が領分でない様なある様な一向捕へ所のない一区域」で、「内地人の多数には鼻の先に在ても内部の様子を知らぬ人がある」空間であった³⁶⁾。こうした不可視化された空間のなかへ働きに出ることは、居留地外の日本人にとっては不気味なことだったと思われる。そしてそのことから、「再製茶女工」の蔑視あるいは偏見も醸成されていったのではないだろうか。

また、1870年代の「再製茶女工」関連の新聞記事には「開化」しない「再製茶女工」を「野蛮」としているが、特に居留地は欧米人や清国人との接点が他の国内よりも多い場所である。前章で「再製茶女工」とその夫が喧嘩をした結果、警察に連行されたことを掲載した記事を紹介したが、これについては法的な根拠があった。「外国人に対して当局者が国辱的と意識した風俗の矯正を意図し」て制定された「違式誹違条例」がそれである³⁷⁾。この条例は、まず違反者に対する罰則と、故意の犯罪をまとめた「違式罪目」、過失の犯罪をまとめた「誹違罪目」で構成された。そして、誹違罪に該当するもののひとつに、「喧嘩、口論及び人ノ自由ヲ妨ゲ、且驚愕スベキ噪鬨ヲ為シ出セル者」（誹違罪目第53条）とあることから、あの記事の夫婦喧嘩はこれに該当すると警察が判断したと考えられる³⁸⁾。

35) 1899年7月27日に勅令第352号が公布（同年8月4日施行）され、外国人の内地雑居が認められた。

36) 1901年2月20日付『神戸又新日報』。

37) 小木・熊倉・上野校注（1990），467ページ。

38) 違式誹違条例は、東京府（1872年5月）、各地方（1873年7月）、大阪府（1876年）にそれぞれ公

これらに加えて、居留地が設置されていた開港場は、貿易によって物資の輸出入および内外の人々が往来する拠点でもある反面、伝染病が侵入する場所でもあった。特に、コレラは赤痢や腸チフスと比べても死亡率が格段に高く（赤痢・腸チフスが30～50%であるのに対し、コレラは70～80%）、発病から死亡までの期間が短いことから「三日コロリ」と呼ばれ、明治期の日本人にとってその脅威は相当なものであった³⁹⁾。

日本でこのコレラの感染がはじまったのは1822（文政5）年で、開港前後の1858（安政5）年と翌1859（安政6）年にも流行し、多数の死者を出している。明治期において初めてコレラの感染が確認されたのは1877（明治10）年で、その後も毎年感染者を出しているが、特に1879（同12）年と1886（明治19）年には大流行し、その死者は10万人以上を記録した⁴⁰⁾。

横浜の「再製茶女工」のなかにも、1877年と1879年の全国的なコレラ流行の際に感染者となったものがある⁴¹⁾。一般的なコレラの流行パターンについては、6月頃に発生し、7月から9月にかけて猛威を振るい、秋から冬にかけてその勢いは衰えて終息へと向かうものとされているが⁴²⁾、これはお茶場の稼働する時期と重なっていた⁴³⁾。そして、1879年の流行時には、居留地でお茶場を所有する外商に対して、「不潔なる便所或ハ臭気の甚しき処ハいつれも清潔に」してほしいと神奈川県衛生課の役人が要請している⁴⁴⁾。ここで役人は、「清潔に」する場所を具体的に明示してはいないが、お茶場を所有する外商というように、要請の対象を特定していること、またこの年には「再製茶女工」も感染者を出していることから、その場所はお茶場と考えてよいだろう。なお、1877年の横浜のコレラ流行について論じた内海孝によれば、ここで出てくる「不潔」という言葉は、この時期に出現したものであるが、次第に「コレラ病発生地区＝都市下層社会をあらわす概念としても使われはじめた」という⁴⁵⁾。「再製茶女工」も横浜・神戸の「下層社会」出身者が多くを占めていた。このように、コレラに感染する確率が高い時期に、「不潔」な場所とみなされたお茶場で働くこと、また「都市下層社会」がコレラの発生源とされていくことが、「再製茶女工」への蔑視へとつながっ

布された（これらの内容については、小木・熊倉・上野校注（1990）、3-26ページに収録されている）。なお、ここで引用した註違罪目第53条は、各地方に公布された違式註違条例で定められたものである。

39) 安保（2007）、56ページ。

40) 文政期から、明治後期までの日本国内のコレラ流行については、山本（1982）、3-109ページ。

41) 粟倉（2012）、853-854ページ。

42) 安保（2007）、57ページ。

43) お茶場の稼働時期は、4月下旬から10月下旬であった（横浜市役所（1932）、581ページ）。

44) 1879年8月5日付『横浜毎日新聞』。

45) 内海（1992）、85ページ。

たことは十分に考えられる⁴⁶⁾。

2-2 居留地における欧米人・清国人

前述の違式註違条例の制定にみられるように、欧米の「文明」を取り入れ、国内の「開化」を促進するうえで、欧米人はその象徴的な存在だったといえる。しかし、その一方で、居留地外の日本人にとっては、欧米人は畏怖の対象でもあったろう。実際に、明治初期において、外国人のもとで働くことが偏見をもってみられたことが、以下の富岡製糸場の事例からうかがえる。1872（明治5）年2月に富岡製糸場で働く製糸女工を政府は募集したのだが応募者は少なく、同年5月に政府が「告諭文」を各府県に出し募集を奨励することになった。そのなかには、次のような記述がある。

上州富岡へ多分ノ入費ヲ掛ケ盛大ナル製糸場ヲ御建被遊仏朗西国ヨリ生糸製造之師ト男女之職人数名ヲ雇ヒ入レ……御國中製糸ニ志アル者ヘハ士民ヲ不論熟覽ヲ許サル此製糸場ニ於テ女職人四百人余御雇入相成製糸ノ法ヲ学ハセラルヘキニ右女ハ外国人ニ生血ヲ取ラル、扨ト妄言ヲ唱ヘ人ヲ威シ候者モ有之（傍点引用者、以下同じ）⁴⁷⁾

当時は、外国人によって生血を吸われるということがまことしやかに信じられていたことがはっきりとわかる。これにより、欧米人が所有するお茶場で働いていた「再製茶女工」に対する視線も厳しいものがあつたと思われる。

一方清国人については、居留地内では外商のもとでの買弁として活動するほかに、記事でも確認できるようにお茶場で監督をつとめる者もいた。昭和前期の資料によると、お茶場の「監督者の位置にある支那人の権力は偉大なもので、男女工の雇入れを初め、釜場（お茶場のこと－引用者注）一切の指揮を受持つて居た」とある⁴⁸⁾。前章で明らかにしたように、1880年代から1890年代前半の新聞記事では、清国人監督による虐待が目を引くが、このことは、それだけ彼らがお茶場内で権力を握っていたことを意味している。そして、これは極端なケースであるが、自らの命令に従わなかったということで清国人監督が「再製茶女工」を殴り殺してしまったこともあつたという証言も残されている⁴⁹⁾。

46) 横浜と同じく、開港場である神戸もまた、コレラの侵入口でなつた。安保（2007）は、明治期の神戸におけるコレラ患者に対する蔑視や、コレラ流行を媒介する「不潔箇所」である「貧民部落」や被差別部落への差別および、それらの排除の動きの変遷について明らかにしている。

47) 大蔵省第69号（明治五年申六月）。

48) 横浜市役所（1932）、582ページ。

49) 朝日新聞社編（1936）、80ページ。なお、この清国人はその後罰せられたようだが、詳細は明らかでない。

しかし、欧米人や清国人が居留地内で暴行や殺人などの犯罪行為をしたとしても、居留地外のようにはいかなかった。居留地では日本人が持つ警察権は大幅に制限されていたのである⁵⁰⁾。以下の1893（明治26）年の新聞記事は、「再製茶女工」を事例にあげつつ、横浜居留地において警察権を持ってないことを嘆いているが、このことは他の居留地でも同じことであった。

警察権執行の困難（二）

幸にして現行犯人を道路の上に見れば、我警察官は此ぞ日頃の憤をはらすの時なりとて、彼を執へて警察署に引致するや、直ちに之を其本国の領事館に通告せざるべからず。之を通知するや、彼領事にして、請求すれば即刻之を引き渡さざるべからず、一夜も之を監禁するの権あるなし。……此即刻引渡の権を、最も嚴重に、最も敏捷に行ふものは、支那人にして、一刻の猶予なくして引きもち去る也。……此居留地に於ては、政治上の集会も自由也、兵器の売買も自由也。（大量の弾薬の他）毒薬の売買も自由也。犯罪人の潜伏も自由なり。……外国領事若し黙許せば、居宅内に於て、幾百の日本人を殺害するも、決して之を止むるの力ある者なし。現に某茶ほじ場内に於ては、日本の女子の叫声の外に徹すること数はなるも、警察官如何に切齒するも、之を救ふの術なかりしにあらざるや。⁵¹⁾

このように、居留地内はまさしく無法地帯であるといっても過言ではない書き方である。それだけ居留地の警察権を日本人の手に取り戻してほしいという願いも込められているといえる。また、記事のなかでは、犯人の引き渡しのところで清国人の存在がクローズアップされていることも注目される。お茶場内部の労働実態が詳細に描かれ、特に清国人監督の「再製茶女工」に対する虐待が強調されるのも、こうした居留地内の制度面での問題を世論に喚起するためだったろう。なお、お茶場内部の虐待については、お茶場に関する座談会のなかで、「日清戦争以前は、南京人はるばつて居ましたよ」⁵²⁾とあることから、日清戦争が終結した1895（明治28）年をさかいに徐々に減少していったと思われる。

かにされていない。しかし、そもそもこの証言のように清国人監督によって「再製茶女工」が殺害されたことを示す新聞記事など、当時の資料を確認することができない。

50) 居留地における外国人に対する警察権については、横浜市（1968）、226-245ページを参照。

51) 1893年4月22日付『国民新聞』。

52) 朝日新聞社編（1936）、80ページ。

2-3 内地雑居への対応と性別役割分担思想

1890年代後半には、『労働世界』の記事にも「再製茶女工」がみられた。そこではかなり差別的な表現で彼女たちが描かれていたが、同時に彼女たちを憐れむものも含まれていた。これらの記事のなかでも、特に憐れみの視線については、内地雑居後の動きと関係していることは既に述べた。そこで、この時期に実現した内地雑居がいかなる事態を引き起こすと考えられていたのか、またそれにどのような対応が求められたのかについて詳しくみていくことにする。また、後述するように、記事を掲載した『労働世界』の発刊や寄稿には、当時の労働運動家や社会主義者が関わっていた。このことから、彼らが「再製茶女工」をはじめとした女性労働者をどのような存在と考えていたのかについても把握する必要があるだろう。

本章の第2-1項の冒頭でも述べたように、1899（明治32）年8月4日から、第一次条約改正にともなう居留地の消滅、すなわち外国人の内地雑居が認められることになった。しかし、それ以前から、内地雑居を契機に起こるであろう欧米人資本家の国内進出への対応が考えられていた。前章の「再製茶女工」についての金子の発言が、内地雑居後の事態を想定するなかで述べられていたことも、既にみた通りである。

こうした内地雑居後の欧米人資本家の国内進出という事態に警鐘を鳴らしたものとして、金子の講演の少し前の1897年⁵³⁾に発行された、職工義友会の出版物である「職工諸君に寄す」がある。この職工義友会は、高野房太郎らが1891（明治24）年にアメリカで結成していた同名の労働問題の研究会を日本で1897年に再結成したもので、労働組合結成を推進するための組織である⁵⁴⁾。そして、同年に高野ら職工義友会のメンバーや片山潜なども加わって労働組合期成会が結成され、同会の機関誌である『労働世界』も創刊された⁵⁵⁾。この「職工諸君に寄す」には、その冒頭で、「来る明治三十二年は実に日本内地開放の時期なり。外国の資本家が、低廉なるわが賃金と怜悯なるわが労働者とを利用して巨万の利を博せんとして、わが内地に入り来るの時なり」と記されている。そして、そのあとに、こうした「外国の資本家」（欧米人資本家）に対抗するためにも、同業組合を結成すべきことを日本の労働者に求めている⁵⁶⁾。このような、内地雑居にともない国内に進出してくる欧米人資本家を脅威とみる考えは、横山源之助も持っていた。彼はその著書である『内地雑居後の日本』で、「再製茶女工」を事例にあげながら、次のように述べている。

53) 高野（1977）、523ページ。「職工諸君に寄す」の本文には、その発行時期について記されていない。

54) 高野（1977）、505、523ページ。

55) 高野（1977）、523-524ページ。

56) 「職工諸君に寄す」の内容は、高野（1977）、340-350ページに収録されている。

彼等欧米人は営利に凝り固まりたる拜金奴なり、……事業の前には人情なく、涙なく、欲しいまゝに其の位置を利用して巨額の利を貪ぼる、其の上に彼等は異人種なることを忘るべからず、……欧米人が、異人種たる我が労働者を使役するに於ては、なんの人情あるべき、涙あるべき、彼等は一厘にても利益あらば可なりとして、高をくゞり、職工をコキ使ふことは鏡に掛けて、見るが如し、現に欧米人が労働者に残酷なる例は、工業の歴史につきて見るも明らかならずや、……今日横浜神戸等にある茶焙師工場に於ても、其の一般は諷るべし。⁵⁷⁾

横山は『内地雑居後の日本』を上梓する以前、1897（明治30）年の10月から11月にかけて、『毎日新聞』紙上に「神戸の貧民部落」という記事を書いているが、そこでは「再製茶女工」についての記述もある⁵⁸⁾。このため、彼は「再製茶女工」の存在について熟知していたものと思われる。

このほか、労働運動家で、横山のように「再製茶女工」の存在を認めていたことが明確になっているのが高野房太郎である。彼もまた「再製茶女工」がお茶場で過酷な労働に従事している姿を憐れみの視線を交えながら書き留めている⁵⁹⁾。高野は先述のように、「職工諸君に寄す」を出版した職工義友会の創立メンバーのひとりであり、また、労働組合期成会では常任幹事をつとめた人物である⁶⁰⁾。

このように、『労働世界』における「再製茶女工」への憐れみを含んだ記事が描かれた背景には、内地雑居にともない進出してくる欧米人資本家の脅威を強調すること、あるいは彼女たちを自分たちの反面教師とすることなどの狙いがあったと考えられる。

それでは、当時の労働運動家や社会主義者は、「再製茶女工」などの女性労働者をどのような存在とみなしていたのか。三宅義子は、先述の「職工諸君に寄す」について、「女、子どもを工場労働に送る不幸とその悲劇から彼らを守るためには、一家の稼ぎ手である男性労働者の奮起によって高賃金を獲得すること——つまり、家族賃金の必要性を訴えた檄文」と評価しており、そして「この性別分業観は、大方の明治社会主義者、労働運動家が共有した見方であった」としている⁶¹⁾。当時の労働運動家・社会主義者にとっては、男性労働者こそ

57) 横山 (1954), 16ページ。

58) 天涯茫茫生の筆名で横山が作成した「神戸の貧民部落」は、1897年の10月29日付・11月2日付・11月3日付・11月6日付の『毎日新聞』に掲載された。このうち「再製茶女工」に関する記事は、11月2日付のものに掲載されている。横山は1894（明治27）年11・12月頃から1903（明治36）年頃まで『毎日新聞』の記者であった（西田（1953）, 36ページ。なお、毎日新聞社の退社時期については、横山自身は1903年頃としているが、西田の調査では、1898年頃という）。

59) 高野 (1977), 199-200ページ。

60) 高野の労働運動家としての動きについては、高野 (1977), 505-529ページ。

が組織化の対象であり、一人前の労働者は男性の熟練労働者だけであった。性別役割分担思想にもとづき、労働運動家や社会主義者たちは、男性労働者は妻や子供を養うだけの賃金を獲得するために団結しなければならないが、女性が働きに出ることは男性の就業機会を失わせ、また低賃金を引き起こすことにもなると考えていた⁶²⁾。

横山も『内地雑居後の日本』のなかで、内地雑居以降、「苟くも労働者たる者は……欧米労働者に対して対等の技量を備へ、対等の資格を備えざるべからず」と日本人労働者に「覚悟」を促している⁶³⁾。そして、そのために必要なもののひとつに、「勇み肌を養ふこと」を横山は求めている。これは「義を見て辞せざる勇氣、難を聞いて赴く徳義心、即ち武士気質……男気」のことである⁶⁴⁾。このことから、横山にとっても「労働者」とは、男性労働者のことを意味していたことがわかる。

以上を踏まえてみると、前述の金子堅太郎の発言についても、「再製茶女工」のように「西洋人に使はれて居るような地位にならぬやうに立派に日本の職工と」なってほしいと述べたが、その対象も男性労働者に対してであって、決して「再製茶女工」に向けられたものではなかったといえる。横山源之助や高野房太郎にしても、「再製茶女工」について言及しているものの、彼女たちに対してどのような対応をとるべきかについては全く述べていない。『労働世界』の記事にみられる「再製茶女工」を蔑視する背景には、性別役割分担思想にもとづく彼らの女性労働への批判もあったと思われる。

おわりに

本稿では、新聞・雑誌などの記事などで「再製茶女工」がどのように描かれてきたのか、その変遷について明らかにした。また、そこにみられる社会的背景についても考察を加えた。以下は、本稿のまとめである。

まず、1870年代の記事には、「再製茶女工」の言動などが、「開化」した都市である横浜にふさわしくない「野蛮」・「不開化」なものであるとみなされた。また同時に彼女たちの境遇について憐れみをもって書かれた記事もあった。1880年代になるとお茶場内部の労働実態が詳細に描かれ、あわせてそこでの彼女たちが受けた虐待についても述べられるようになった。この時期においても憐れみの視線が記事から確認できるが、彼女たち個人に関する記事

61) 三宅 (1994), 150ページ。

62) 三宅 (1994), 147-158ページ。大木 (1982), 135-138ページ。

63) 横山 (1954), 96ページ。

64) 横山 (1954), 106ページ。ほかに必要なものとして、横山は、「智識を養ふ事」、「位置を安全ならしむる事」(この「位置」は、地位のことと考えられる)、「政治上の権力を得べきこと」の3つをあげている(横山 (1954), 96-106ページ)。

ならびに言動を蔑視する記事は、この時期には姿を消している。1890年代後半になると再び「再製茶女工」は蔑視を強く意識した表現で記事に現れてくる。また、この時期にも憐れみの視線を確認することができるが、1880年代からみられた苦汗労働の状況や虐待に関する描写はみられなくなり、お茶場の光景も淡々と記述されるにとどまっている。

そして、「再製茶女工」関連の記事の社会的背景としては、まずは居留地の性格をあげることができる。居留地は、大多数の日本人にとっては不可視化された場所であり、あわせて開港場に設けられたことでコレラなど伝染病に感染しやすいところでもあった。彼女らの言動とともに、こうした場所に入り出す人間ということでも、蔑視の対象となったといえる。また、お茶場があった居留地は、欧米人や清国人が身近にいる場所でもある。このこともまた、「再製茶女工」への蔑視につながるとみられる。1880年代になると、お茶場の熱気や清国人監督の「再製茶女工」への虐使など、お茶場の労働が詳細に描かれることになった。そこには、こうした状況を批判することを通じて、居留地内の日本人の警察権行使の問題を喚起する目的があったといえる。1890年代後半になり、居留地の消滅すなわち内地雑居が現実味を帯びてくると、欧米人資本家の国内進出を警戒する動きが起こる。これに関連する『労働世界』の記事にも「再製茶女工」は登場するが、今度はここでの彼女たちは、欧米人資本家のもとで苦しみながら労働する憐れな存在とされた。その一方で、極めて差別的な表現で「再製茶女工」が描写されてもいたのだが、そこには労働運動家および社会主義者たちによる、性別役割分担思想にもとづく女性労働批判が根底にあったものと考えられる。

このように、蔑視や憐れみを含んだ「再製茶女工」関係の記事を歴史的に検討してみると、製茶業史研究における「女工哀史的考察」にもとづく「再製茶女工」の評価のもとになったのは、明治期の一時期に出された新聞記事に過ぎなかったことがわかる。すなわち、お茶場の熱気のなかで清国人監督に虐使され、居留地の日本人警察の助けも満足に得ることができない「再製茶女工」に対する憐れみを含んだこの時期の記事が、明治期以降も批判的に検証されることなく、製茶業史における「お茶版の『女工哀史』」を作り上げる起因となったのである。

本稿では明治期の横浜・神戸の「再製茶女工」の記事について分析を行った。しかし、明治末期になると製茶輸出は横浜・神戸に取って代わって清水港がその主要港となる。それにともない製茶再製も清水港を擁する静岡県で行われるようになった。それでは、静岡の「再製茶女工」は、どのようなまなざしを向けられていたのだろうか。今後「再製茶女工」についての研究をさらに深めるためにも、この静岡と横浜・神戸といった居留地の「再製茶女工」との比較を試みることも必要であろう。

参考文献

- 朝日新聞社編（1936）『郷土秘史横浜開港の頃』横浜郷土史編纂所。
- 粟倉大輔（2012）「明治期における『再製茶女工』とその再評価」（『中央大学経済研究所年報』第43号），843-878ページ。
- 安保則夫（2007）『近代日本の社会的差別形成史の研究』明石書店。
- 伊藤泉美（1991）「横浜華僑社会の形成」（『横浜開港資料館紀要』第9号），1-28ページ。
- 犬丸義一校訂（1998）『職工事情』（上）・（中）・（下），岩波書店。底本は農商務省商工局（1903）『職工事情』。
- 内海孝（1992）「アジアコレラ対策と不潔の排除——八七七年の流行をめぐる——」（『社会科学討究』第38巻第2号）59-99ページ。
- 大木基子（1982）「明治社会主義運動と女性」女性史総合研究会編『日本女性史4 近代』東京大学出版会，115-148ページ。
- 大島栄子（1982）「両大戦期の女子労働—紡績・製糸女工を中心に—」女性史総合研究会編『日本女性史5 現代』東京大学出版会，1-38ページ。
- 小木新造・熊倉功夫・上野千鶴子校注（1990）『日本近代思想大系23 風俗 性』岩波書店。
- 長志津絵（2009）『『女工』言説と国民化・帝国・暴力』加藤千香子・細谷実編『ジェンダー史叢書第5巻 暴力と戦争』明石書店，76-104ページ。
- 加藤千香子（2004）「近代日本の『女工』観—ジェンダー／セクシュアリティの視点から—」歴史学研究会編『シリーズ歴史学の現在9 性と権力関係の歴史』青木書店，107-138ページ。
- 蒲生良達（1929）「紡績工女の夏季疲労に就て（上）」（『社会政策時報』第106号），140-164ページ。
- 佐々木恵子（2003）「横浜居留地の清国人の様相と社会的地位—明治初期から日清戦争までを中心として—」（『神奈川大学大学院言語と文化論集』第10号）213-237ページ。
- サンドラ・シャル（2003）『『女工哀史』言説を超えて—戦前日本における女性製糸業労働者の生活世界—』（『ソシオロジ』第48巻第2号），3-21ページ。
- 三瓶孝子（1936）「明治前期に於ける婦人及幼年労働者の状態」（『歴史科学』第5巻第11号），55-78ページ。
- （1957）「日本における婦人労働の歴史—婦人労働運動史—」大河内一男・磯田進編『講座 労働問題と労働法』（第6巻婦人労働），弘文館，30-55ページ。
- 白鳥博巳・岡あつし（2006）「日本茶輸出の歴史に学ぶもの—清水港茶直輸出開始から百年—」（『緑茶通信』第18号），35-38ページ。
- 高野房太郎（1977）『明治日本労働通信』（大島清・二村一夫編訳），岩波書店。
- 千本暁子（1998）「明治期紡績業における通勤女工から寄宿女工への転換」（『阪南論集 社会科学編』第34巻第2号），13-26ページ。
- 寺本益英（1999）『戦前期日本茶業史研究』有斐閣。
- 西川武臣・伊藤泉美（2002）『開国日本と横浜中華街』大修館書店。
- 西田長寿（1953）「横山源之助著『日本之下層社会』の成立—その書史的考証—」（『歴史学研究』第161号），36-46ページ。
- 西成田豊（1985）「女子労働の諸類型とその変容—1890年代-1940年代—」中村政則編『技術革新と女子労働』東京大学出版会，7-31ページ（のち西成田（2007）『近代日本労働史』有斐閣に所収）。
- ハンター・ジャネット（2008）『日本の工業化と女性労働—戦前期の繊維産業—』有斐閣（阿部武司・谷本雅之の監訳，中林真幸・橋野知子・榎一江訳，原著はJanet Hunter（2003），*Women and the Labour Market in Japan's Industrialising Economy: The Textile Industry before the Pacific War*，

RoutledgeCurzon)。

淵野修編 (1957)『横浜今昔』毎日新聞横浜支局。

細井和喜蔵 (1954)『女工哀史』岩波書店。底本は細井 (1925)『女工哀史』改造社。

松井美枝 (2000)「紡績工場の女性寄宿労働者と地域社会との関わり」(『人文地理』第52巻第5号), 59-73ページ。

三宅明正 (1985)「都市下層の女子労働」中村政則編『技術革新と女子労働』東京大学出版会, 107-139ページ。

三宅義子 (1994)「歴史のなかのジェンダー—明治社会主義者の言説に現れた女性・女性労働者—」原ひろ子・大沢真理・丸山真人・山本泰編『ライブラリ相関社会科学2 ジェンダー』新世社, 141-165ページ。

—— (2001)「日本の社会科学とジェンダー—〈女工哀史言説〉をめぐって—」竹中恵美子・久場嬉子監修, 三宅義子編『叢書 現代の経済・社会とジェンダー第3巻 日本社会とジェンダー』明石書店, 15-45ページ。

宮崎翔一 (2010a)「『横浜毎日新聞』にみる居留地内外の『清潔』意識—神奈川県内の街の清潔政策に対する日本人住民の反応—」(『専修史学』第48号), 56-87ページ。

—— (2010b)「近代日本の『開化』と習俗—『横浜毎日新聞』にみる居留地内外の公的な場での裸体—」(『専修総合科学研究』第18号), 211-243ページ。

村上是つ (1982)「産業革命期の女子労働」女性史総合研究会編『日本女性史4 近代』東京大学出版会, 77-114ページ。

安場保吉 (2001)「紡績女工と深夜業—『女工哀史』はいつまで続いたか—」(『大阪大学経済学』第51巻第1号), 1-8ページ。

山本茂実 (1977)『あゝ野麦峠』(新版), 角川書店 (初版は1972年, 朝日新聞社)。

山本俊一 (1982)『日本コレラ史』東京大学出版会。

横浜市 (1968)『横浜市史』第4巻下。

横浜市役所 (1932)『横浜市史稿 風俗編』。

横山源之助 (1949)『日本の下層社会』岩波書店。底本は横山 (1899)『日本之下層社会』教文館。

—— (1954)『内地雑居後之日本 他一篇』, 岩波書店。底本は横山 (1899)『内地雑居後の日本』労働新聞社。

【新聞・雑誌】

『神戸又新日報』。

『国民新聞』。

『東京日日新聞』。

『毎日新聞』。

『横浜毎日新聞』。

『読売新聞』。

『労働世界』第15号 (1898年7月1日)。

『労働世界』第28号 (1899年1月15日)。

『労働世界』第39号 (1899年7月1日)。